

燕市債権管理条例の制定について

燕市債権管理条例を次のように制定するものとする。

平成31年3月1日提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市債権管理条例

(目的)

第1条 この条例は、市の債権の管理に関する事務の処理について、統一的な管理の基準その他必要な事項を定めることにより、市の債権の適正な管理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (2) 公債権 市の債権のうち、消滅時効が完成した場合に時効の援用を要することなく消滅する債権をいう。
- (3) 強制徴収公債権 公債権のうち、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく徴収金に係る債権及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができる債権をいう。
- (4) 非強制徴収公債権 公債権のうち、強制徴収公債権以外の債権をいう。
- (5) 私債権 市の債権のうち、公債権以外の債権をいう。
- (6) 延滞金 私債権の債務の不履行に対して課す遅延損害金をいう。

(他の法令等との関係)

第3条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例若しくはこれに基づく規則等に特別な定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長の責務)

第4条 市長は、法令又は条例若しくはこれに基づく規則の定めるところにより、市の債権の適正な管理を行わなければならない。

(管理台帳の整備)

第5条 市長は、市の債権を適正に管理するため、規則で定めるところにより、市の債権に係る管理台帳を整備するものとする。

(督促)

第6条 市長は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、規則の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 市長は、私債権について、前項の規定により督促状を発した場合には、1通につき100円の督促手数料を徴収することができる。

(延滞金の徴収等)

第7条 市長は、私債権について、前条第1項の規定による督促を行った場合において、当該督促に係る延滞金を加算して徴収することができる。

2 前項の規定による延滞金の額及び徴収方法は、燕市税条例(平成18年燕市条例第61号)の例による。

3 市長は、債務者が履行期限までに納付しなかったことについて、やむを得ない事由があると認める場合は、第1項の延滞金を減免することができる。

(滞納処分等)

第8条 市長は、強制徴収公債権の滞納処分並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止については、法令等で定めるところにより、処理しなければならない。

(強制執行等)

第9条 市長は、非強制徴収公債権及び私債権について、第6条の規定による督促をした後、規則で定める期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第12条の規定による徴収停止の措置をとる場合又は第13条の規定により履行期限を延長する場合その他特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。

(1) 担保の付されている非強制徴収公債権及び私債権(保証人の保証があるものを含む。)については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

(2) 債務名義のある非強制徴収公債権及び私債権(次号の措置により債務名義を取得したものを含む。)については、強制執行の手続をとること。

(3) 前2号に該当しない非強制徴収公債権及び私債権(第1号に該当する非

強制徴収公債権及び私債権で同号の措置をとってもなお履行されないものを含む。)については、訴訟手続(非訟事件の手続を含む。)により履行を請求すること。

(履行期限の繰上げ)

第10条 市長は、非強制徴収公債権及び私債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときには、遅滞なく債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第13条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第11条 市長は、非強制徴収公債権及び私債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、市長は、非強制徴収公債権及び私債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供(保証人の保証を含む。)を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第12条 市長は、非強制徴収公債権及び私債権で、履行期限後規則で定める期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

(1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。

(2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

(3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、特別な事由があると認められるとき。

(履行期限の特約等)

第13条 市長は、非強制徴収公債権及び私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

(1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

(2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

(3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

(4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債権の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

(5) 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別な事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 市長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長することができる。この場合において、既に発生した履行の遅滞に係る延滞金その他の徴収金に係る債権は、徴収すべきものとする。

(免除)

第14条 市長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約をした非強制徴収公債権及び私債権について、当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約をした場合は、最初に履行

延期の特約をした日)から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る延滞金等を免除することができる。

- 2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る私債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

(放棄)

第15条 市長は、私債権(その額が50万円以下のものに限る。)について、次のいずれかに該当するときは、当該私債権及びこれに係る延滞金その他の徴収金を放棄することができる。

- (1) 債務者が生活困窮の状態(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている状態又はこれに準ずると認められる状態をいう。)にあり、資力の回復が困難であると認められるとき。
- (2) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項その他法令の規定により債務者がその責任を免れたとき。
- (3) 第9条の規定により強制執行等の手続又は第11条の規定により債権の申出等の手続をとったにもかかわらず、なお完全に履行されなかった場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- (4) 第12条の規定により徴収停止の措置をとった場合において、規則で定める期間を経過した後においても、なお同条各号のいずれかに該当し、これを履行させることが困難又は不相当と認められるとき。
- (5) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄した場合、又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行をしたときの費用並びに他に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計を超えないと見込まれ

るとき。

(6) 債務者が失踪、行方不明その他これらに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないと認められるとき。

(7) 当該債権の消滅時効に係る時効期間が経過したとき(債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。)。

2 前項の規定により私債権を放棄したときは、規則で定めるところによりこれを議会に報告しなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第6条第2項及び第7条の規定は、この条例の施行の日以後に納期が到来する私債権について適用し、第15条の規定は、この条例の施行の際現に発生している私債権について適用する。

(燕市営住宅条例の一部を改正する条例)

3 燕市営住宅条例(平成18年燕市条例第160号)の一部を次のように改正する。
第19条を次のように改める。

(督促及び延滞金の徴収)

第19条 家賃の督促及び延滞金の徴収については、燕市債権管理条例(平成31年燕市条例第 号)の定めるところによる。

(燕市営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例)

4 燕市営特定公共賃貸住宅条例(平成18年燕市条例第161号)の一部を次のように改正する。

第17条を次のように改める。

(督促及び延滞金の徴収)

第17条 家賃の督促及び延滞金の徴収については、燕市債権管理条例(平成

31年燕市条例第 号)の定めるところによる。